中小・ベンチャー企業のための

特許庁委託事業

模倣品対策説明相談会 開催のご案内

韓国における
特許・商標を中心とした模倣品対策

参加費無料

近年、経済のグローバル化により、中小・ベンチャー等の日本企業による韓国への進出が活発になっています。それに伴い、日本企業の製品に対する模倣被害・産業財産権侵害の事例も増加しており、経済活動の大きな妨げとなっています。このような状況に対応するためには、韓国において特許権、商標権など産業財産権を取得し、適切な権利行使を行うことが必要です。

そこで、この第一部の説明会では、模倣被害・産業財産権侵害対策の専門家を講師としてお招きし、中小・ベンチャー企業の観点から、自社の製品が模倣被害にあったり、産業財産権が侵害された場合、(逆に他社から権利侵害の警告を受けた場合も含めて)どのように対応するかを、韓国の産業財産権制度の基礎や具体的事例も交えて分かりやすく説明いたします。

また、第二部の個別相談会では、韓国等で模倣被害・産業財産権侵害に遭われている企業の相談にも、講師が応じますので是非ご利用下さい。

中小・ベンチャー企業等の経営者、知財、技術、企画、営業等の業務に携わる皆様のご参加をお待ちしています。

開催日時　1月21日木

【第1部】10:00 ▶ 15:00
【第2部】15:00 ▶ 17:00

※模倣品対策個別相談希望者については別途相談時間の予約が必要となります。

開催場所　徳島県立工業技術センター

〒770-8021
徳島市雑賀町西開 11-2
電話:088-669-4711

募集人数　30名/日本語

(中小・ベンチャー企業、個人・起業家、大学及び関係機関等)
※お申し込みは裏面の申込用紙にご記入の上、FAX にてお申し込み下さい。
(定員になり次第締め切ります。)

講師・相談員　李(イ)　厚東(フドン) (Mr. Lee Hoo-Dong) 氏

韓国弁護士・弁理士
(法務法人(有限)太平洋/特許法人太平洋)
(社団法人発明協会模倣被害アドバイザー)

プログラム

9:30　受付開始

【第1部】
10:00〜15:00
<途中昼食休憩有>

説明会

- 侵害・模倣対策の必要性
- 最近の模倣状況
- 侵害・模倣対策のための基礎知識
- 権利侵害や模倣被害の対処方法
- 権利侵害・模倣対策に関する具体事例の紹介

【第2部】
15:00〜17:00

個別相談会(事前予約制)

相談員　李　厚東(Mr. Lee Hoo-Dong)氏

註)説明会の内容等については一部変更することもあります。

主催:特　許　庁　　実施:社団法人発明協会　社団法人発明協会 徳島県支部

中小・ベンチャー企業のための　模倣品対策説明相談会

講師紹介

韓国弁護士・弁理士　李（イ）　厚東（フドン）（Mr. Lee Hoo-Dong）氏

ソウル大学法学部卒業。１９８５年司法試験合格後、１９９１年現事務所で弁護士を始める。１９９８年東京大学で法学修士号を取得し、日本の大手法律事務所で勤務。韓国特許庁の国際特許研修部講師や商標政策諮問委員などを歴任し、２００２年から東京に進出、太平洋外国法事務弁護士事務所所長として２００７年まで活躍する。現在、ソウルで主に日本企業の特許・商標出願と侵害訴訟などの知的財産権保護業務に携わりながら精力的に活動する。

お申し込み先・お問い合わせ先

社団法人発明協会　徳島県支部

〒770-8021
徳島市雑賀町西開１１－２
徳島県立工業技術センター内
TEL 088-669-4766
FAX 088-636-3575

下記の「申込用紙」を FAX、郵送で下記宛に送付してください。個別相談を希望される方には、相談時間を調整して、後日ご連絡いたします。

会場案内図

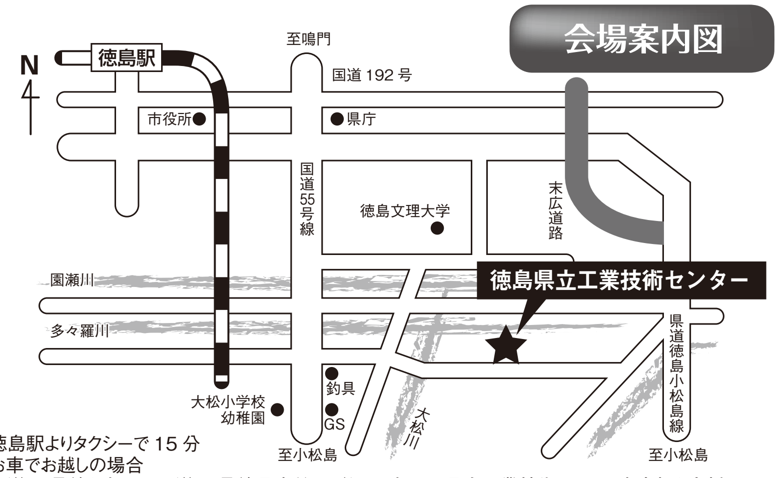

◆徳島駅よりタクシーで 15 分
◆お車でお越しの場合
国道11号線を南下、国道55号線県庁前より約3km南下、県立工業技術センター案内板を左折。
小松島方面から国道55号線を北上、三軒屋外付近の県立工業技術センター案内板を右折。

模倣品対策説明相談会　参加申込書

社団法人発明協会　徳島県支部　行　**（FAX：088-636-3575）**　　平成　　年　　月　　日

説明会

会社名：

住　所：（〒　　－　　）

参加者名	部　課　名	電話／FAX	個別相談会出席 どちらか１つを○で囲んで下さい。
		電話	希望する／希望しない
		FAX	
		電話	希望する／希望しない
		FAX	

個別相談会

従業員数：　　　　主製品：

＜相談内容＞

□模倣（侵害）された
　商品は →
　模倣対象は → 技術・デザイン・商標・その他（　　　　）
　侵害地は → 日本　・　外国（　　　　）
　権利は → あり（国：　　　　）・なし

□警告された
　商品は →
　警告の根拠は → 特許権・商標権・その他（　　　　）
　その登録国は → 日本　・　外国（　　　　）

□その他（侵害予防、権利取得等）
　概要は → 備考欄へ記入

＜備考欄＞

◆模倣品に関するご相談の場合は、可能な範囲で次の資料をご持参下さい。　□真正品・模倣品（写真又はカタログでも可）　□登録証及び公報

※お申し込みに際し、ご提供いただきました個人情報に係わる事項については当協会の「個人情報の保護に関する基本方針」（詳しくは当協会ホームページ http://www.jiii.or.jp をご覧下さい）により遵守いたします。